

特許翻訳者に求められる専門知識



●プロフィール

早川良子
横浜在住。特許翻訳歴10年。
2004年、バベルユニバーシ
ティ・プロフェッショナル・スク
ール・オブ・トランスレーショ
ン(科学技術専攻)卒。訳書「イ
ギリス知的財産法」(ティナ・

ハート/リンダ・ファッツァーニ/サイモン・ク
ラーク著 牧野和夫 監訳)。

知的財産権が注目されている今日、優れた特許翻訳者が不足しているという話をよく耳にします。技術翻訳者が特許翻訳への転向を勧められることもあるようです。特許翻訳と技術翻訳は、どちらも文章読解力、日本語および英語の表現力、技術的な専門知識が求められる点で共通しています。異なるのは、特許文書は、権利を主張するためのものであり、会社間の交渉や時に裁判で争う場合は批判的な目で読まれることを覚悟して書かれなければならない、法律文と同じ性質をもつものであるという点です。特に「特許請求の範囲」に記載された内容は、そのまま権利の内容になるため、翻訳に際しても細心の注意を払う必要があります。明細書だけでなく特許請求の範囲まで含めた完全な特許文書の翻訳ができるようになるにはかなりの熟練が必要と言えます。①そこで、半導体、ネットワーク通信等の分野での特許翻訳の実務経験を基に、特許翻訳者に必要な能力について具体的に考えてみたいと思います。

特許翻訳においても、他の分野の翻訳と同様、原文の内容を忠実に訳すことが求められることは言うまでもありません。しかし、日本語で書かれた特許文書を英訳する場合、意識し、良い訳文を作成しようとする翻訳者は、大抵、原文に泣かされます。②発明の内容をつかむ以前の問題として、

日本語が分かりにくいのです。原文が、外国出願されることを念頭におき、誤訳されない分かりやすい文章で書かれていれば問題ないのですが、残念ながら、そうっていないのが現状です。原因は、特許実務者の意識や文章力、あるいは執筆時間等の制約にあるかと思われま

す。原文を分かりにくくしている要素としては、一文が長すぎる(一文2~3行、120文字程度が適当)、主語と述語が対応していないこと、修飾語の係り受けが不明確であること、曖昧な用語、難解な用語、業界用語を使用していること、単数か複数かが区別しにくいこと、「前記」「上記」を不用意に使用していること、説明の順序が前後していること、などが挙げられます。このような原文は、翻訳者の勝手な解釈の入り込む余地を与える原因になり、また、日本人にとって特に難しい不定冠詞 a と定冠詞 the の使い分けや名詞の単数と複数の判断を誤らせる原因になります。

さて、原文の理想は理想として、翻訳者は、現実には、上記のような欠陥を含む原文を訳すことになります。そこで特許翻訳者に求められる能力は、「発明を理解できる能力」、「日本語を正確に読み取り、構築する能力」、「図面を読み取る能力」、「英語表現力」の四つと考えます。以下、これら四つの能力について、英訳を中心に、少し詳しくみていくことにします。

③特許翻訳者に最も必要な能力は、「発明を理解できる能力」です。特許出願書の中心は、なんと言っても「特許請求の範囲」を構成する請求項にあります。請求項は文ではなく、数行から数ページにわたる、長い修飾語のついた一つの名詞(発明の主題)です。英文では、関係詞(whereinなど)や分詞構文(comprisingなど)を使ったか

なり独特の形式で書かれます。語と語の関係を正確に読み取って訳す根気と能力が必要です。特許を主張する技術範囲を限定する最も大事な部分ですから、発明の内容、新規性を十分理解していなければ強い特許としてアピールできる訳文が書けません。したがって、この部分は、「実施の形態」を精読し、発明の内容をよく理解したうえで翻訳する必要があります。内容を理解していれば、訳語の選択や説明の順序の転換に確信がもてますし、最新の技術を知る楽しさも味わえます。専門知識はもちろんのこと、(必ずしも正確な情報が得られるとは限りませんが)インターネット検索や従来技術の資料や参考書の精読など、常に下調べの努力が欠かせません。

次に、特許翻訳全般に必要なのが「日本語を正確に読み取り、構築する能力」です。例えば「実施の形態」などで原文に不備があった場合、そのまま訳しては分かりにくくなるため、極端な場合は、添付されている図面を見ながら、全体の構成要素や各構成要素の機能を参照符号順に最初から自分の頭の中で説明し直さなければなりません。このような場合、翻訳者には正確に日本語で説明文を構築する力が要求されます。ここで「図面を読み取る能力」も必要になってきます。図面を読み取ることができれば、これも極端な話で、翻訳から逸脱してしまいましたが、原文がなくても、ある程度自分で明細書が作成できます。また、数式が挿入されている場合は、その正しさを検証することも求められます。数式自体が間違っている場合があるからです。

④そして「英語表現力」です。技術翻訳と同様、簡潔で分かりやすい英語に翻訳する必要があります。特許翻訳では、特に、日本語にない冠詞の使い分けと名詞の単数と複数の区別が重要になります。「各～」を単数と複数のいずれで訳すかを考えなければなりません。また、何を指示するか曖昧になるため、代名詞の使用を極力控えます。include、comprise、involve、constitute、consistなどの類義語の使い分けにも注意が必要です。常に簡潔な文体を心がけ、不要な副詞や形容詞など

を排します。時制では、英語の時制と原文の時制表現が必ずしも一致しないので気をつけなければなりません。用語については、英文明細書の「Summary」は請求項とほぼ一致した内容となりますが、日本語明細書の場合と異なり、請求項ではより一般化された用語を用いることが許される点に注意する必要があります。さらに、thereof、therefor、hereinafterなど古い言い回しは避けるようにします。最近では法律文も口語に近づける動きがあるようですが、特許文書も例外ではありません。⑤特許は、審査官に認めてもらえなければ意味がありません。現在、米国の審査官は、英語を母国語としている人ではなく、ベトナムや中近東の国々の人が多いと聞いています。また、理工学部出身であることが条件となっていて、必ずしも文章力が優れているわけではありません。そのそのような人たちが、日々限られた時間の中で多数の特許文書の処理に追われているのです。彼らが、英文の解説よりも主に明細書に記載されている数字や図面を基に従来技術との差異の有無を見出し、特許の成否を判断する傾向にあると言われるのも頷けます。特許翻訳者は、そのような審査官に億劫がられずに読んでもらえる文章を書くという意味からも、原文にとらわれ過ぎず、簡潔で分かりやすい英文を目指す必要があると言えます。

以上、特許翻訳者に必要な四つの能力について概説しましたが、実務上は、大量の翻訳を効率良くこなし、校正をしやすくするための工夫も必要です。例えば、参照符号の付いた語については、訳語が最初から確定できない場合は、コードで入力しておき、後でそれを展開すると、一括変換も容易で、全体の整合性が保てます。

また、学習の参考として、USPTOのウェブサイトから英文明細書をダウンロードできますが、発明者が英語を母国語としない人である場合、必ずしも模範的な英文ではないので、気をつけなければなりません。

最後に、日英双方向訳の練習を通じてそれぞれの表現の特徴を掴むことが実際の仕事で非常に役立っていることを付け加えておきます。